

## 平成30年度琴浦町職員採用資格試験公告

琴浦町職員の採用試験を次のとおり行います。

平成30年11月8日

鳥取県琴浦町長 小松弘明

- 1 職種及び人員 調理士（こども園又は保育園） 1名
- 2 採用予定時期 平成31年4月1日
- 3 受験資格
  - (1) 年齢、資格等
    - (ア) 住所要件 琴浦町内在住者（出身者を含む）
    - (イ) 年齢要件 昭和58年4月2日以降に生まれた人
    - (ウ) 資格等 調理師免許を有する人
  - (2) 試験を受けられない者  
地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
    - ・ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
    - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
    - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成31年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。
- 4 採用試験
  - (1) 日時及び場所  
平成30年12月2日（日）、琴浦町役場本庁舎において行います。時刻は受験票交付の際にお知らせします。
  - (2) 方法
    - (ア) 作文試験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
    - (イ) 口述試験 主として人物について個別面接による試験
- 5 試験合格者の発表  
平成30年12月下旬に、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

## 6 給与等

平成30年4月1日現在における初任給（月額）は、高校卒144,500円を基準として学歴、職歴がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

## 7 受験手続き及び受付期間

### (1) 申込書の請求

(ア) 申込書は、琴浦町役場総務課又は分庁舎総合窓口係で受領してください。

また、琴浦町ホームページからのダウンロードも可能です。

### (2) 提出書類

(ア) 採用試験申込書 1部

(イ) エントリーシート 1部

(ウ) 履歴書（市販のもの）

(エ) 返信用封筒 1通（受験票を郵送で返送するため、82円切手を貼り、受験票返送先の住所、氏名及び郵便番号を明記した受験票返送用封筒「定型長3」（23.5cm×12cm）を併せて提出してください。）

### (3) 申込方法・提出先

(ア) 持参による場合

琴浦町役場総務課庶務・人事係へ提出してください。

(イ) 郵便又は信書便による場合

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町役場総務課庶務・人事係

※ 封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

※ 郵便の場合、万が一未着の事故が発生しても、受験受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は受理できません。また、切手料金不足等の申込者の責による申し込み延滞等の場合、理由の如何を問わず受理しません。

### (4) 受付期間等

平成30年11月8日（木）～平成30年11月26日（月）

受付時間は、持参による場合は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分、郵便又は信書便の場合は、受付期間最終日までに到着したものに限り受け付けます。

### (5) その他

試験日当日に持参していただく受験票には、写真（申込前6ヶ月以内に無帽で、正面から上半身を写したもので、本人と確認できるもの、サイズ縦5.5cm×横4.5cm）の貼付が必要となります。

## 8 問い合わせ先

琴浦町役場総務課庶務・人事係

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

電話 0858-52-2111